

障福第2852-1号
令和6年12月13日

一般社団法人 茨城県社会福祉士会会長 殿
公益社団法人 茨城県看護協会会長 殿
一般社団法人 茨城県公認心理師協会会長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

入院者訪問支援事業における養成研修の開催について（周知依頼）

本県の精神保健福祉行政につきましては、平素よりご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月より都道府県等は「入院者訪問支援事業」を実施できることになりました。

入院者訪問支援事業は、精神科病院で入院治療を受けている方が医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることから、本人の希望に応じて第三者による面会交流を実施することで、自尊心の低下、孤独感や日常生活の困りごと解消を図るものです。茨城県においても、市町村長同意による医療保護入院者を対象に、令和7年度中に面会交流が開始できるよう準備を進めております。

この事業では、訪問し面会交流を行う「訪問支援員」は、都道府県が認めた研修を修了した者のうち、都道府県が認めた者であることから、この度、入院者訪問支援員養成研修を実施いたします。

つきましては、当事業の趣旨をご理解いただき、別添「令和6年度入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修のご案内」を貴会会員へご周知いただけますようお願いいたします。

<問い合わせ>

茨城県障害福祉課 精神保健 G 関

TEL：029-301-3368

E-mail：shofuku-seishin@pref.ibaraki.lg.jp

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。